

新規加入・更改のご案内

団体医師賠償責任保険 のご案内

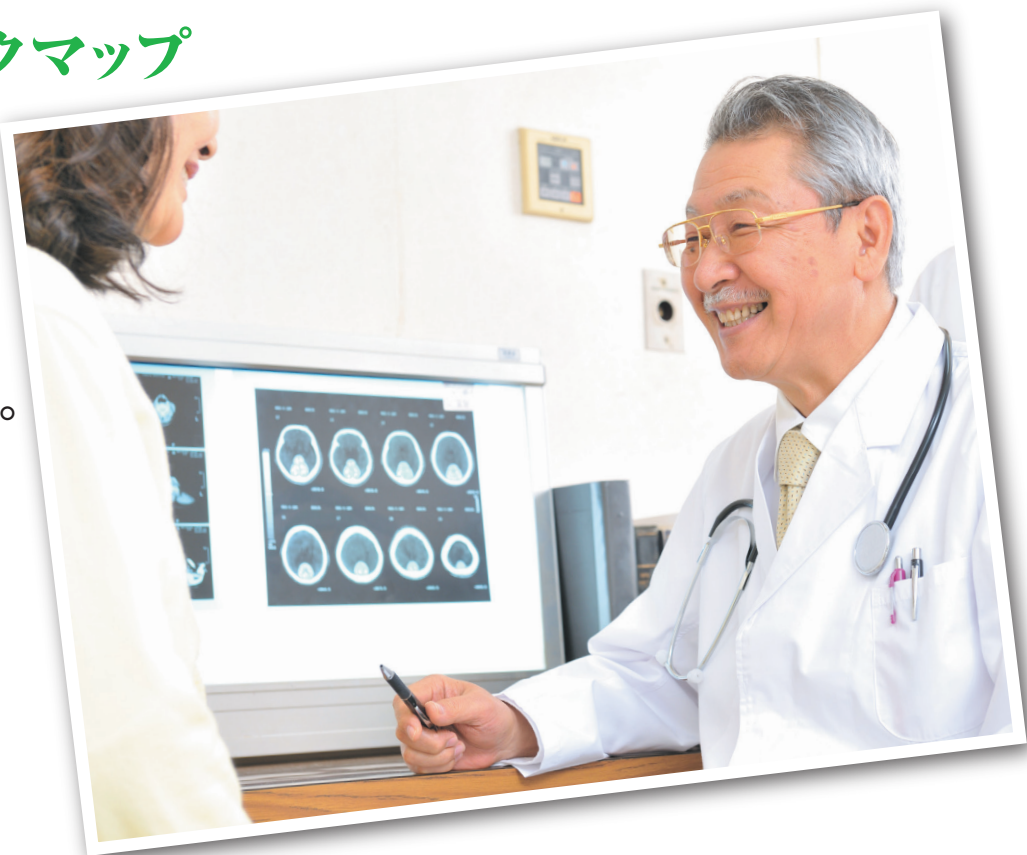
団体割引
20%

高額事案に備える

高額（2億円・3億円）プランを
ご用意しておりますので、ご検討ください。

医療機関用リスクマップ

をご用意しております。
医療現場が抱える
リスクをご確認のうえ、
オプションでの
加入をご検討ください。



中途加入は
随時受付けて
おります。

保険期間 2024年4月1日午後4時から1年間

募集締切 2024年2月16日(金)まで

愛知県医師会 会員の皆さまへ

愛知県医師会では、医療安全に関連する事業として、患者・家族の相談窓口としての愛知県医師会医療安全支援センター（苦情相談センター）や、会員の先生方のための医事紛争への対応を含む会員相談窓口を設けており、このことは、損害賠償を求められる医事紛争の軽減や、医事紛争への迅速な対応・解決に資する取り組みとなっています。

また、損害賠償を求められた医事紛争に対しては、専門の委員、有識者、愛知県医師会担当役員で構成される医療安全対策委員会を毎月1回開催し、医療過誤の有無について審議しています。医療安全対策委員会には顧問弁護士並びに損害保険会社担当者も同席しており、医事紛争への迅速な対応・解決を図っています。

医療安全対策委員会で審議される案件に対して、会員を支えるのが医師賠償責任保険です。愛知県での団体医師賠償責任保険は、日本医師会の医師賠償責任保険制度を9年遡る昭和39年にスタートし、以来勤務医などの会員以外の医師が関与する医療事故紛争への対応と、日本医師会の医師賠償責任保険制度の補完の一翼を担っています。また、この団体医師賠償責任保険は、医療事故による賠償に対する基本補償部分に加え、施設事故等、医療現場が抱える医療に関する各種リスクへの対応および医療経営の安定化を図る様々なオプションを備えている非常に充実した制度になっています。

愛知県医師会としても、会員の皆さまの医事紛争に対する経済的・時間的な負担の軽減や、安定した経営をサポートする団体医師賠償責任保険への加入を推奨しており、この機会に加入および内容の見直しについてご検討いただきたいと考えています。

公益社団法人愛知県医師会

理事 渡辺 嘉郎

理事 横山 正

目次

愛知県医師会からのご挨拶	P1 >>
医療機関用リスクマップ(各種オプション一覧)	P3 >>
医師賠償責任保険の概要	P5 >>
損害率対応割増制度・優良割引制度(病床数100床以上の病院)	P6 >>
医療事故が発生した場合の手続方法	P7 >>
重要 廃業等により保険契約を解約する場合の注意点と手続方法	P8 >>
刑事弁護士費用に関する補償のご案内	P9 >>
医師賠償責任保険 付帯サービスのご案内	P10 >>
医療機関の形態とご加入いただける「加入型」について	P11 >>
高額プラン加入にあたっての日本医師会制度との関係	P12 >>
高額お支払事故の事例について	P12 >>
重要 2020年4月1日民法改正 法定利率変更に伴う賠償金への影響について	P12 >>

診療所に関するご案内

医師賠償責任保険の保険料表 P13 >>

各種オプション契約

勤務医師包括契約(包括契約)	P14 >>
看護職賠償責任保険(包括契約)	P14 >>
医療従事者賠償責任保険(包括契約)	P14 >>
医療機関受託者賠償責任保険	P15 >>
傷害見舞費用保険	P15 >>
医療廃棄物排出者責任保険	P16 >>
情報メディア保険	P16 >>
雇用慣行賠償責任保険	P17 >>
借家人賠償責任保険	P17 >>
役職員傷害保険	P18 >>

病院に関するご案内

医師賠償責任保険の保険料表 P19 >>

各種オプション契約

勤務医師包括契約(包括契約)	P20 >>
看護職賠償責任保険(包括契約)	P21 >>
医療従事者賠償責任保険(包括契約)	P21 >>
医療機関受託者賠償責任保険	P22 >>
傷害見舞費用保険	P22 >>
医療廃棄物排出者責任保険	P23 >>
情報メディア保険	P23 >>
雇用慣行賠償責任保険	P24 >>
役職員傷害保険	P24 >>

保険のあらまし	P25 >>
---------	--------

医療機関用リスクマップ(建物・設備を除きます。)

医療機関および医療従事者が抱える医療業務に関するリスクと各種保険について

医療機関の事業環境リスクと各種保険について

コアリスク対策

医師特約条項(医療上の事故)

医療行為に基づく賠償責任を補償します。

医療施設特約条項(医療施設上の事故)

医療施設(建物・設備)や給食に基づく賠償責任を補償します(患者さんからの預かり品に対する賠償責任は「医療機関受託者賠償責任保険」にて補償されます。)

医療従事者対策

勤務医師包括契約(包括契約)

診療所 ▶ P14 勤務医師を包括的に保険の対象者とし、勤務医師の個人責任部分を補償します(当該医療機関の医療行為に限定されます。)
病院 ▶ P20

看護職賠償責任保険(包括契約)

診療所 ▶ P14 看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)を包括的に保険の対象者とし、看護職の個人責任部分を補償します。
病院 ▶ P21

医療従事者賠償責任保険(包括契約)

診療所 ▶ P14 医療従事者を包括的に保険の対象者とし、医療従事者の個人責任部分を補償します。
病院 ▶ P21

訪問者対策
患者・

医療機関受託者賠償責任保険

診療所 ▶ P15 患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意によって返還できなくなった損害を補償します。
病院 ▶ P22 (例)入浴の際に預かった補聴器を落として壊してしまった。

傷害見舞費用保険

診療所 ▶ P15 医療施設利用者(入院患者を除きます。)が、急激かつ偶然な外来の事故により身体障害(ケガなど)を被った場合に見舞金をお支払いします。
病院 ▶ P22 (例)見舞客が濡れている床ですべてケガをした。

NEW クレーム対応費用保険

第三者からのクレーム行為により、診療が阻害された場合の弁護士費用を補償します。また、専門相談窓口の無料相談サービスをご利用いただくことも可能です。

[クレーム対応費用保険]のパンフレットを参照ください。

サポート対策
医療行為の

医療廃棄物排出者責任保険

診療所 ▶ P16 医療機関が排出した廃棄物(専門業者等への委託を含みます。)が不法投棄され、所定の法律による措置命令等を受けた場合の撤去費用や汚染土壌浄化費用などを補償します。
病院 ▶ P23 (例)不法投棄された医療廃棄物から医療機関が特定され、撤去および汚染浄化を求められた。

電子カルテの普及など医療現場のIT化は急速に進んでいます。セキュリティ対策と万が一への備えは非常に重要です。

情報メディア保険

診療所 ▶ P16 医療施設内の情報メディアが、偶然な事故によって消失などの損害を被った場合に、その修繕費用や再取得費用などを補償します。
病院 ▶ P23 (例)コンピュータウイルスによりデータが消失してしまった。

サイバー保険

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいによって発生する損害について、包括的に補償します。
(例)パソコンに外部からの不正アクセスを受け、顧客情報数千件が流出した。見舞品を送付した。

医療機関専用「サイバー保険」のパンフレットを参照ください。

マネジメント
対策

雇用慣行賠償責任保険

診療所 ▶ P17 診療所・病院が行った(雇用)差別、不当解雇、セクシャルハラスメントによる損害賠償請求による賠償責任を補償します。
病院 ▶ P24 (例)解雇した元従業員から「不当解雇」として訴えられた。

【診療所のみ加入可】借家人賠償責任保険

診療所 ▶ P17 賃借物件に入居している医療施設を、火災・爆発等によって損傷させてしまった場合のビルオーナー(貸主)に対する賠償責任を補償します。
(例)漏水事故を起こし、原状復帰のための修理が必要となった。
(他の入居者の被害については、医療施設特約条項で対応。)

現金盗難総合保険

診療所・病院業務にかかわる現金・小切手・有価証券の保管・輸送中の盗難リスクなどを補償します。
(例)泥棒が侵入して施設内の金庫から現金が盗まれた。

医療機関専用「現金盗難総合保険」のパンフレットを参照、または取扱代理店までお問い合わせください。

従業員対策
(福利厚生)

役職員傷害保険

診療所 ▶ P18 医療機関の役職員等が業務従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体障害等に対して、所定の保険金をお支払いします。
病院 ▶ P24

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらし

I

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は「医師特約条項」と「医療施設特約条項」をセットにした、医師の皆さまのための保険です。

※勤務医の先生は愛知県医師会の団体契約「団体勤務医師賠償責任保険」でのご加入となりますので、取扱代理店までお問い合わせください。

1 この保険の概要について

〈1〉医師特約条項(医療上の事故)

医師が日本国内において行った医療上の過失によって、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

〈2〉医療施設特約条項(医療施設上の事故)

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって第三者の身体障害や財物損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

2 保険の対象となる方(被保険者)について

医師特約条項の被保険者^(注)は、医療施設(診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者です。

- 開設者の業務の補助者たる医師(管理者、勤務医師等)や看護師、薬剤師、診療放射線技師その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任が補償の対象となります。
- 医療機関がご加入になる場合、医師特約条項の被保険者は開設者のみとなります。勤務医師や看護師等の個人責任を補償するものではありません(各種オプション契約をセットすることにより、被保険者とすることができます。)
- この保険において損保ジャパンは、医療機関の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入している場合にかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権を行使します。もしくは、医療機関と勤務医師等がご加入されている各保険から責任割合に応じて保険金をお支払いする場合があります。

(注) 次の事由に該当する場合は、被保険者の変更等追加の手続きが必要となりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ・ 経営形態の変更(個人立病院・診療所が法人立病院・診療所(一人医師医療法人を含みます)になる等)がある場合。
- ・ 巡回診療・健診が、その病院・診療所の所在する都道府県内で行われない場合。

医療施設特約条項の被保険者は、医療施設の開設者の方の他、その使用人その他業務の補助者である個人です。

加入資格…この契約は愛知県医師会を契約者とする団体契約ですので、ご加入にあたっては開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員であることが必要です。なお、開設の届出施設ごとに加入の手続きが必要となります。

3 お支払いする主な保険金について

〈1〉医師特約条項

- ① 法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

〈2〉医療施設特約条項

- ① 法律上の損害賠償金
 - 身体賠償事故の場合…治療費、休業損害、慰謝料など
 - 財物賠償事故の場合…修理費、再調達に要する費用など^(注1)
- (注1) 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
- 人格権侵害の事故…慰謝料など
 - ② 争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

4 保険金をお支払いする主な事故例



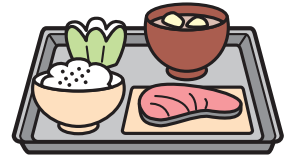
手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



診療所の床が滑りやすくなったために、来訪者が転倒し、ケガをした。



院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

5 損害率対応割増制度、優良割引制度について

この保険では、100床以上の病院、定員数100名以上の介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の成績計算期間中の保険金お支払状況に応じて割増引が適用されることがあります。

(個々のご契約に対して適用される割増引率については取扱代理店または損保ジャパンから別途ご案内します。)

保険始期日	成績計算期間
2024年4月1日～	2018年4月1日～2023年3月31日

◆損害率対応割増制度

本年度(2024年度)の契約では、**2018年4月1日から2023年3月31日まで**の間の損害率が100%以上である場合、損害率に応じて割増を適用します。割増保険料の適用は、医師特約(勤務医包括含む)のみとなります。(注1)割増率については毎年契約更新時に見直しを行います。

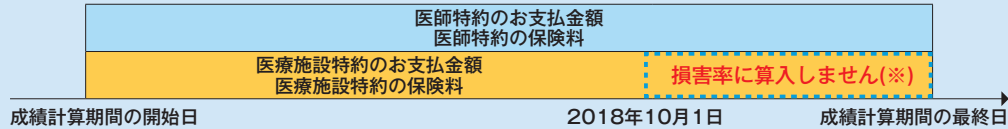
〈成績計算期間〉損害率(過去の事故実績)の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

※成績計算期間(5年間)の起算日はご契約の保険始期日より異なります。

〈損害率の算出式〉成績計算期間の累計お支払金額 ÷ 成績計算期間の累計保険料

※対象病院の医師特約(勤務医師包括追加条項を含みます。)、医療施設特約(セットする追加条項を除きます。)につき、お支払金額および保険料をそれぞれ合算して計算します。保険料について成績計算期間中に割増引が適用されている場合は、割増引前の保険料を適用します。

※2018年10月1日以降にお支払いした医療施設特約の保険金、2018年10月1日以降に保険始期日または変更日が属する保険契約における医療施設特約の保険料は損害率の算出式に算入しません。(下図(※)の部分)



割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2)すべての病床区分(一般・療養・精神・結核・その他)における保険金の合計とします。医療施設特約については、2018年10月1日以降に支払われた保険金は合算しません。

(注3)なお、この計算期間中に割増および優良割引が適用されている契約につきましては、**割増引適用前の保険料**を計算の基準とします。2018年4月1日以降の医療施設特約の保険料は合算しません。

(注4)病床数100床未満の病院は原則として対象となりませんが、損害率や事故発生頻度によっては対象となるケースがあります。

◆優良割引制度

本年度(2024年度)の契約では、**2018年4月1日から2023年3月31日まで**の間に支払保険金がない場合、**20%の割引**を適用します。

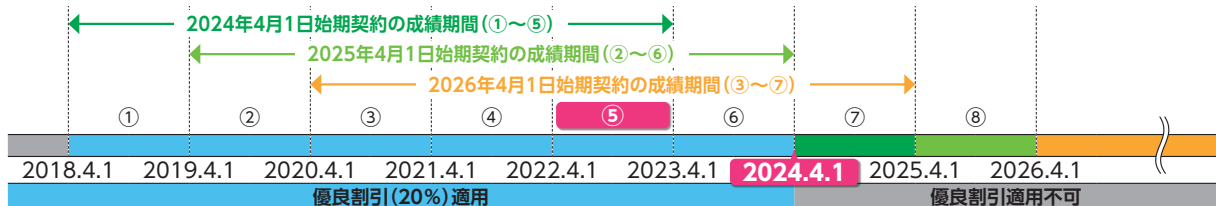
〈ご注意ください〉

- この成績計算期間中(5年間)にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。
- 優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。
- 現在、優良割引が適用されている病院で本年度契約以降に保険金支払いが発生した場合、以降の継続契約は割引の対象外となります。
- 対象となる保険金支払いは、「医師特約による保険金」および「2018年9月以前の医療施設特約による保険金」(いずれも弁護士費用等を含みます。)です。

〈愛知県医師会団体制度における優良割引制度適用有無の具体例〉

成績期間⑤で保険金支払いがあった場合、2024年4月1日始期契約以降から優良割引(20%割引)が適用できなくなります。

※その後、保険金支払実績がなかった場合には、原則として2029年4月1日始期契約より再度、優良割引が適用可能となります。



この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

II

医療事故が発生した場合の手続き

万一、医療事故が発生し、相手方より損害賠償の請求を受けた場合(損害賠償請求されるおそれがある場合も含まれます。)にはただちに、以下の連絡先までご連絡ください。

※事故が起こった場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含まれます。)は、愛知県医師会経由で損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書	など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票	など など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書	など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

・被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。(被保険者が日医A①会員、A②会員の場合)

※この保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

●2010年4月1日以降発生した事故(注)から保険金のお支払方法が下表のとおりとなります。

お支払いパターン		保険金のお支払先
先履行	保険金のお支払い前に被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へ賠償金を支払った場合	被保険者(医療機関)
被害者承諾	被保険者(医療機関)が保険金を受け取ることに相手の方(患者等)の承諾を得た場合	
指図払い	被保険者(医療機関)が相手の方(患者等)へのお支払いを指図した場合	相手の方(患者等)
先取特権行使 ^(※)	相手の方(患者等)による先取特権が行使された場合	相手の方(患者等)

(※)先取特権を行使する場合には、被害者が裁判所に所定の文書を提出し、保険金請求権を差押えることになります。

裁判所は厳格な証明書類を申立て者である債権者(被害者)に対して求めることになることから、実際に行使されるケースは、被保険者(加害者)に破産手続開始の決定があったような場合など、一定のケースに限定されるものと想定されます。

〈注〉補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりあります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎりあります。

連絡先

愛知県医師会 医療業務部第1課 電話：052-241-4138

III

重要

廃業等により保険契約を解約する場合の注意点と手続き

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等*がある場合を除きます。)

なお、廃業等により保険契約を解約する場合には、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合でも、保険期間終了後5年以内もしくは10年以内にかぎり補償の対象とすることができます。(被保険者が死亡された場合には、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者とみなすことができます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。)

ご加入にあたっては所定のお申込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

*この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

ポイント

医師特約条項は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療行為に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

(保険期間中に事故の発生を認識し、その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。)

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要するケースが多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性があります。

廃業等により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、「損害賠償請求期間延長担保追加条項」へのご加入をご検討ください。

<参考> 「損害賠償請求期間延長担保追加条項」セット時の追加保険料(一括払)

診療所契約	加入型	C300		C200		C100		A100	
		無床	有床	無床	有床	無床	有床	無床	有床
基本補償部分の年間保険料 (本パンフレットP13参照)		134,344円	154,704円	107,480円	123,760円	80,624円	92,816円	7,344円	7,344円
延長特約 保険料 (一括払)	延長期間:5年	49,012円	56,545円	39,176円	45,199円	29,340円	33,851円	2,226円	2,226円
	延長期間:10年	59,609円	68,771円	47,646円	54,972円	35,683円	41,170円	2,707円	2,707円

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

IV

刑事弁護士費用に関する補償のご案内

刑事弁護士費用担保追加条項 (医師特約条項用・勤務医包括担保追加条項用)
看護職賠償責任保険 (包括契約) 刑事弁護士費用担保条項
医療従事者賠償責任保険 (包括契約) 刑事弁護士費用担保条項

この担保 (追加) 条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について補償する担保 (追加) 条項です。被保険者 (補償の対象となる方) である個人が、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定^(注)がなされた刑事事件を除きます。)

(注) 有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

	想定されるご負担 (損害)	該当保険商品
民事	損害賠償金、 弁護士費用・訴訟費用等	医師賠償責任保険 (医師特約・医療施設特約) 看護職賠償責任保険 (包括契約) 医療従事者賠償責任保険 (包括契約)
刑事	弁護士費用・訴訟費用	医師賠償責任保険 (刑事弁護士費用担保追加条項) 看護職賠償責任保険 (包括契約) 刑事弁護士費用担保条項 医療従事者賠償責任保険 (包括契約) 刑事弁護士費用担保条項

◆ 刑事弁護士費用担保 (追加) 条項の概要

● 保険金額

保険期間 (1年) を通じて500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この担保 (追加) 条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)
- ② 裁判所が略式命令を発した時^(注2)
- ③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

(注1) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

● 以下のご契約形態の場合に、割増保険料なしで自動セットされます。

< 医師賠償責任保険 >

個人契約としてご加入の場合 (被保険者 = 個人)

医師賠償責任保険 (医師特約条項) にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

(注) 一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合 (被保険者 = 法人)

勤務医師包括担保追加条項 (医師特約条項用) にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項 (医師特約条項用) をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項 (医師特約条項用) に未加入でこの追加条項のお見積りをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

< 看護職賠償責任保険 (包括契約) >

看護職賠償責任保険 (包括契約) にご加入いただくことにより、自動的に、この条項がセットされます。

< 医療従事者賠償責任保険 (包括契約) >

医療従事者賠償責任保険 (包括契約) にご加入いただくことにより、自動的に、この条項がセットされます。

● 用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

V 医師賠償責任保険 付帯サービスのご案内

1. Medical safety club

「Medical safety club」は、医療機関のリスクマネジメント活動に資する様々な情報をWEBサイトと毎週のメールサービスでご提供する、損保ジャパンの医師賠償責任保険にご加入いただいた皆さまのための無料情報提供サービスです。

医療事故や医療安全・紛争防止に関する最新のニュースや資料を厳選・整理して毎週メールでご提供しますので、情報収集や資料作成が大幅に効率化できます。

◆ご利用方法等

- **本サービス対象** このWEB情報提供サービスは、「病院」「診療所」「歯科診療所」としてご加入の損保ジャパンの医師賠償責任保険にご加入の方を対象としています。
- **WEBサイトURL** <https://www.sjnk-rm-medical.com/>
(初回ログイン時の認証コードは取扱代理店までお問い合わせください。)
- **ご利用期間** 保険の加入者証がお手元に到着した時から保険期間終了までご利用いただけます。

2. SOMPO PS eラーニング

医療機関向けの医療安全(Patient Safety/患者安全)に関わる eラーニング・サービスです。

医師賠償責任保険にご加入の医療機関の場合、以下のとおり一部無料でご利用いただけます。

		年間2テーマまで	3テーマ以降	
動 画	基本利用	無料	1テーマあたり 33,000円	管理者用IDを発行(1つ) 集合研修を想定
	個人視聴 (オプション)	1テーマあたり +9,900円		全職員分のID発行が可能 (ID数 1,000超は応相談) 個人別の視聴を想定

PDF教材ご利用の場合は、全職員分のID発行含め 1テーマ：3,300円
※基本利用無料のサービスは動画教材のみ利用可



サービス内容、新規申込み、お問合せ等はこちらから

<https://www.sjnk-rm-medical.com/pse>

3. 電話医療通訳サービス

医師賠償責任保険にご加入の医療機関の場合、電話医療通訳を一定の回数、無料でご利用いただくことができます。



(※1)三者間通話の対象範囲は、医療従事者と患者との受付・診療・会計手続きにおける電話通訳業務とし、事前に書類などをお渡しいただき通訳が準備をしてから対応する必要がある、インフォームドコンセントおよびムントセラピー等の通訳につきましては本サービスの対象外となります。

<無料利用可能コール数(1コール単位(※2):30分以内)>

【病 院】年間(※3) 50コール 【診療所】年間(※3) 10コール

(※2)30分間を越える利用は30分毎にコール数をカウントします (※3)年間とは4月1日から翌年3月31日を指します

<ご利用開始のお手続き方法>

本サービス利用ご希望の医療機関様は、EAI(株)WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進み頂き、お手続きください。

お申込み専用ページ:<https://emergency.co.jp/ibaisekifutai>

愛知県医師会団体医師賠償責任保険は

この団体保険の基本契約は、以下の「医療上の事故」の補償と日医保険では補償対象外の「医療施設上の事故」を補償する内容となっております。

- 〈補償対象〉◎日医A会員が加入している「日医保険」の自己負担額の100万円部分
 ◎非日医会員による医療事故対応
 ◎法人に対する賠償請求

ご加入いただける保険の内容は、医療機関区分・経営形態および日医会員区分によって分かれていますので、以下の順序にしたがって、ご加入内容を決定ください。

①経営形態(個人経営、一人医師医療法人、法人)・医療機関区分・日医会員区分より加入が可能な加入タイプおよび契約型をご確認ください。



②(診療所)13ページ・(病院)19ページに記載の保険金額を選択ください。



③3~4ページ記載の医療機関用リスクマップを参考に、各種オプション契約についてご検討ください。

医療事故に対する高額賠償事例も増加しております。医療機関の経営安定化への備えのためにも高額補償プラン(2億円以上)への加入のご検討をお薦めします。高額プランは医療機関の形態によって、本団体契約もしくは日医特約のいずれかに加入することが可能となっております。

個人経営の場合

医療機関区分	日医会員区分	病床数	契約の型	1事故1億円以上の補償について	タイプ
診療所	A会員	0~19床	A型	日医特約にのみ加入可。	{a}
病院		20床以上	B型		{a}

一人医療法人の場合(常勤医師が日医A会員)

一人医療法人とは…

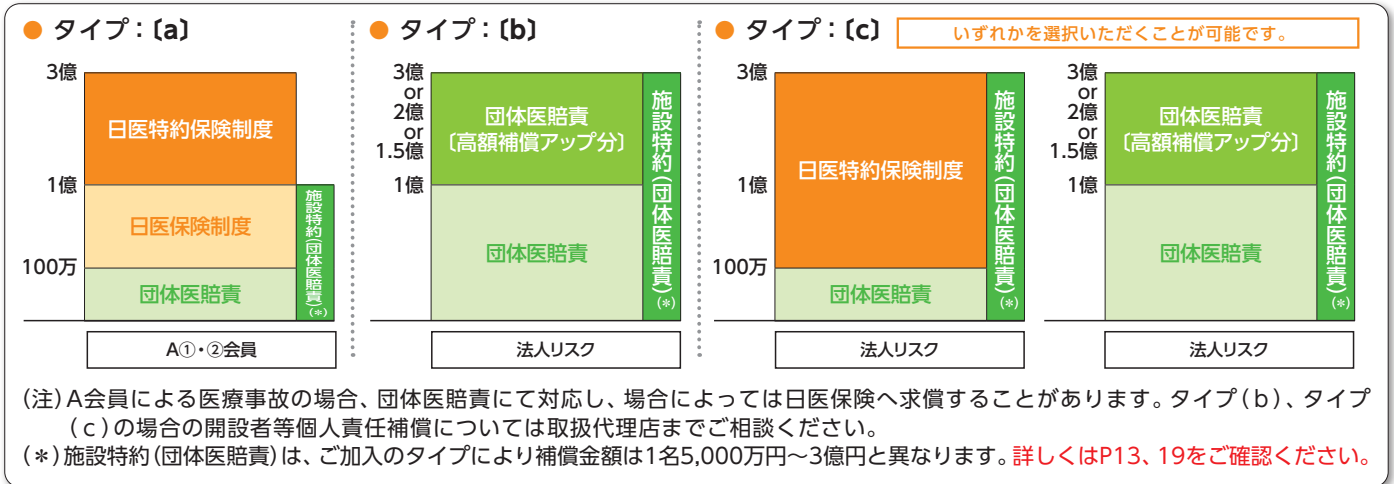
医師が常時1名あるいは2名勤務する診療所などの医療機関で、都道府県知事などの認可をうけて設立された法人

医療機関区分	開設者以外の医師	病床数	契約の型	1事故1億円以上の補償について	タイプ
診療所	なし	0~19床	A型	日医特約にのみ加入可。	{a}
診療所	A①・A② 会員	0~19床	A型	日医特約にのみ加入可。	{a}
病院		20床以上	B・D型	愛知県医師会団体契約もしくは 日医特約のいずれか。	{c}
診療所	上記以外	0~19床	A・C型		{c}
病院		20~99床	B・D型		{c}

法人経営の場合

医療機関区分	病床数	契約の型	1事故1億円以上の補償について	タイプ
診療所	0~19床	A・C型	愛知県医師会団体契約もしくは 日医特約のいずれか。	{c}
病院	20~99床	B・D型	愛知県医師会団体契約もしくは 日医特約のいずれか。	{c}
	100床以上	B・D型	愛知県医師会団体契約にのみ加入可。	{b}

高額プランにおける団体医賠償と日医保険(含む日医特約)との関係



- 日医保険制度** | 日医のA会員の個人の医療行為に係る賠償責任を補償する制度。保険料は会費に含まれている。(医療施設事故は対象外)
- 日医特約保険制度** | 日医保険制度の上乗せ(1億円超3億円まで)に加え、日医A会員の管理責任および法人責任を補償する制度。(医療施設事故は対象外)
- 団体医賠償** | 日医保険制度を補填する形で補償を構成する都道府県医師会を契約者とする団体保険制度。1事故あたりの最大補償金額は日医特約保険制度と同じ3億円ですが、2億円、1.5億円の補償も用意。

日医保険制度および日医特約保険制度の詳細内容や保険料は愛知県医師会(医療業務部第1課)もしくは各都市医師会までお問い合わせください。

医療事故における高額賠償への備えの重要性について

近年、医療訴訟における賠償金は高額化の傾向にあり、判決額が1億円を超える事例もめずらしくありません。また、裁判において、医療機関側に責任がある判決になった場合、判決額に付加される「法定利息(3%)」も無視できない金額になる可能性があります。また、和解や訴外において解決した事案においても、1億円を超える事案は多数ございます。このような高額な賠償金が、医療機関の経営に与えるインパクトは無視できるものではなく、安定的な経営のためにも、万が一の高額な訴訟などに備える必要性は高いと考えております。

● 判決による高額賠償事例または和解による高額賠償事例

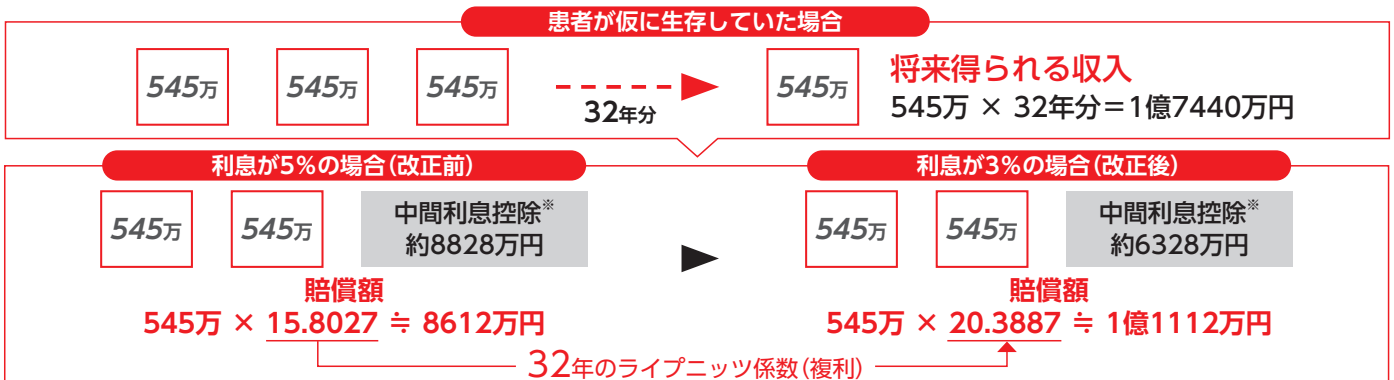
判決年/和解年	支払保険金額	受診科目	事故内容
2014年	約1億706万円	産婦人科	帝王切開の分娩で、児が胎便吸引症候群を引き起こし、低酸素性虚血性脳症が発症、脳性麻痺障害が残存
2014年	約2億75万円	歯科・口腔外科	顎変形症に対する手術施行2日後、呼吸停止から意識レベル低下となり、ICUで加療
2014年	約1億394万円	耳鼻科	甲状腺腫大に対してPEIT施術を行ったが、途中酸素飽和度が急激に低下し、後日低酸素脳症残存。係争中に死亡
2014年	約1億120万円	小児科	腹腔鏡下噴門形成術の際、空気塞栓症による低酸素脳症を発症。その後、いわゆる植物状態となった
2014年	約1億471万円	内科	骨髄検査のため胸骨から骨髄穿刺実施。穿刺後、心タンポナーデとなり後遺障害1級となった
2015年	約1億253万円	外科	心房室中隔欠損症に対する心内修復術後、脊髄障害発生
2015年	約1億102万円	救急救命センター	心筋梗塞の見落としにより、再発にて低酸素脳症となり、高次脳機能障害が遺残した
2015年	約1億7,132万円	小児科	出生後の腹腔内出血のショックにより、児に障害が残存
2017年	約1億1,400万円	循環器内科	心房細動に対するカテーテル治療中に右中大脳動脈閉塞症を発症

(注) 保険金には賠償金・遅延損害金および訴訟費用が含まれています。

重要 2020年4月1日民法改正 法定利率変更に伴う賠償金への影響について

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%→3%へ変更されました。これに伴い、病院が負う損害賠償額が大きく増えることが予想されます。仕組みについては以下のとおりです。

(例) 病院側の過失で死亡した患者の逸失利益を算出する場合*生活費控除は省略
*死亡時35歳、就労可能年数32年、年収545万円 *資金センサスを参考



*中間利息控除とは 一時金として受け取った賠償金を運用すれば利息(中間利息)が付くので、その利息分をあらかじめ割り戻して支払うというものです。(控除に当たって使用する係数をライブニッツ係数といいます。)

この流れを受け、1億円をこえる高額賠償請求に備える200型、300型をおすすめします。

診療所用

対象医療機関が診療所・医院・クリニックの会員の方は、P13からP18までをご参照ください。

契約型と保険料表(医師賠償責任保険) 団体割引20%適用 (保険期間:1年間、一括払)

A型

医療上の事故(日医保険制度の自己負担部分)と医療施設上の事故に関する賠償責任を補償

契約型	保険金額							1診療所につき	保険料
	医師特約条項		医療施設特約条項						
			建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故			
	対人賠償		対人賠償		対物賠償				
1事故	1年間	1名	1事故	1事故	1名	1事故期間中			
A100	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	7,344円	
A50	100万円	300万円	5,000万円	5億円	1,000万円			7,032円	

C型

医療上の事故と医療施設上の事故に関する賠償責任を補償

契約型	保険金額							1名	1事故期間中
	医師特約条項		医療施設特約条項						
			建物・設備の使用管理上の事故			人格権侵害事故			
	対人賠償		対人賠償		対物賠償				
1事故	1年間	1名	1事故	1事故	1名				
C300	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円		
C200	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円				
C150	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	15億円	3,000万円				
C100	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円				
C50	5,000万円	1億5,000万円	5,000万円	5億円	1,000万円				

契約型	保険料1診療所につき	
	無床診療所	有床診療所
C300	134,344円	154,704円
C200	107,480円	123,760円
C150	94,056円	108,288円
C100	80,624円	92,816円
C50	67,024円	77,176円

各種オプションにつきましては、14ページから18ページまでをご覧ください。

重要

以下の各種オプション契約(特約)にご加入ご希望の方は別途詳細の内容(保険金をお支払いできない場合等の重要事項)をご案内しますので必ず取扱代理店までご照会ください。

各種オプション契約について 団体割引20%適用 (保険期間:1年間、一括払)

以下の各種オプション契約(特約)は、医師賠償責任保険の基本補償と一緒にご加入ください。

⚠ 医療機関用サイバー保険、クレーム対応費用保険については専用パンフレットをご参照ください。

1 勤務医師包括契約(勤務医師包括担保追加条項)

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師等の**個人賠償責任部分を補償する**特約です。
ただし、当該医療施設の業務として行った医療業務のみが対象となりますので、その医療施設以外でも医療業務を行う方は、個別に「**勤務医師賠償責任保険**」へのご加入の検討が必要となります。

契約型		1型	50型	100型	150型	200型	300型
保険金額	1事故	100万円	5,000万円	1億円	1億5,000万円	2億円	3億円
	期間中	300万円	1億5,000万円	3億円	4億5,000万円	6億円	9億円
保険料	一般診療所 (1診療所につき)	1,874円	19,192円	23,057円	26,921円	30,785円	38,513円

- ・勤務医師の備付け名簿が必要となります。保険金請求時に、名簿をご提出いただく必要があります。
- ・主契約を上回る契約の型(保険額)を設定することはできません。(A100またはA50にご加入の場合、1型のみご加入いただけます。)
- ・勤務医師の補償は、すべて同じ契約の型(保険額)で設定することとなります。

2 看護職賠償責任保険(包括契約)

(看護職特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(看護職特約条項用))

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)の遂行に起因して、**患者の身体に障害を発生させたなど**の場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

契約型		K3型	K5型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円
保険料(1診療所につき)		3,890円	6,540円

3 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

医療従事者特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(医療従事者特約条項用)

医療従事者(下記①参照)の方の法律に規定する業務の遂行に起因して、**患者の身体に障害を発生させたなど**の場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

契約型		J3型	J5型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円
保険料	一般診療所 (1診療所につき)	211円	358円

- ・医療従事者とは、診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

4 医療機関受託者賠償責任保険 (賠償責任保険追加条項、受託者特約条項、漏水担保追加条項、受託物に関する追加条項)

患者さんから預かった身の回り品(時計・補聴器・入歯など)などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です(ただし、現金・貴重品などは対象外です。)

■保険料:1円単位四捨五入・10円単位

契約型	X1型
保険金額 (自己負担額5,000円)	50万円
保険料 (1診療所につき)	4,620円

5 傷害見舞費用保険(傷害見舞費用担保追加条項)

医療施設で、外来患者や見舞客等(入院患者を除きます。)が、急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

契約型	C1型	保険金額(補償額)
死亡・後遺障害見舞費用保険金(1名につき)		50万円
入院見舞費用保険金(1名につき)	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金(1名につき)	通院日数が31日以上	5万円
	通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円

契約型			C1型
保険料	診療所契約 (1診療所につき)	一般診療所	1,724円

6 医療廃棄物排出者責任保険(医療廃棄物排出者責任用施設所有管理者特約条項)

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

■保険料:1円位四捨五入・10円単位

契約型			Y1型	Y2型	Y3型
保険金額:1事故・期間中 (自己負担額 なし)			5,000万円	1億円	3億円
損害てん補割合			90%	90%	90%
保険料	診療所 (1診療所につき)	無床診療所	7,320円	8,020円	9,140円
		有床診療所	10,030円	10,990円	12,530円

<注意>

委託した業者が不法投棄した場合も、「廃棄物の撤去・汚染土壌の浄化」の責任は排出した医療機関になります。

7 情報メディア保険(情報メディア担保追加条項)

医療施設内の情報メディアが偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などを補償する保険です。

◇偶然な事故により情報メディアに生じた損害

◇不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに損害が発生し、その修復もしくは復旧、同種同等の情報への再作成もしくは再取得する費用をお支払いします。(ハード部分は対象外です。)

契約型		E1型	E2型	E3型
保険金額 (自己負担額2万円)		100万円	300万円	500万円
保険料	1医療施設につき	4,384円	13,152円	21,920円

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

8 雇用慣行賠償責任保険

診療所が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因して、保険期間中に損害賠償請求をされた場合、開設者等(役員・理事長・従業員)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。(パワーハラスメントは補償対象外)

■保険料:1円位四捨五入・10円単位

契約型	Z1型
保険金額 1事故・期間中(自己負担額 50万円)	1,000万円
損害てん補割合	90%
保険料 (1診療所につき)	16,000円

ワンポイント

- 解雇:解雇が実際に行われていること。
雇用期間終了・退職・労働争議・社内内紛・事業縮小・倒産は対象外
- 差別:以下を満たすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること。
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること。
 - ・就労希望者の場合は、使用者の採用意思が明確であること。
- セクシャルハラスメント:以下を満たすものをいいます。
 - ・役員・従業員・患者に対して「セクハラ行為」が行われたこと。
 - ・直接のセクシャルハラスメント行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること。
 - ・就労希望者の場合は、使用者の採用意思が明確であること。

9 借家人賠償責任保険(借家人賠償責任担保追加条項)

医療施設を借用している開設者(被保険者)またはその使用人その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事する方が借用する建物の戸室(医療施設)につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損害を与えてしまった場合の、ビルオーナー(貸主)に対する賠償責任を補償する保険です。

■保険料:1円単位四捨五入・10円単位

契約型	B2型	B3型
保険金額 (自己負担額1,000円)	3,000万円	5,000万円
保険料 (1診療所につき)	5,440円	8,640円

10 役職員傷害保険(傷害担保追加条項、特定感染症危険担保追加条項)

医療機関の役職員等が業務従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害・中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます)・感染症に対し、所定の保険金をお支払いする保険です。

保険金額	契約型		
	D1型	D2型	D3型
死亡・後遺障害 (特定感染症による死亡は除く)	1,000万円	2,000万円	3,000万円
入院日額	5,000円	7,000円	10,000円
通院日額	2,500円	3,500円	5,000円
特定感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円

契約型	D1型	D2型	D3型
保険料 (1診療所につき)	111,984円	184,448円	269,376円

保険金をお支払いする場合

- 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害(※)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)をお支払いします。
(※)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。
 - ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
 - ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎりです。
- 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症)を発病した場合(※)
(※)鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(注)被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

病院用

対象医療機関が病院の会員の方は、P19からP24までをご参照ください。

契約型と保険料表(医師賠償責任保険) 団体割引20%適用 (保険期間:1年間、一括払)

B型

医療上の事故(日医保険制度の自己負担部分)と医療施設上の事故に関する賠償責任を補償

契約型	保険金額							
	医師特約条項		医療施設特約条項				人格権侵害事故	
			建物・設備の使用管理上の事故			対物賠償		
	対人賠償		対人賠償		対物賠償			
1事故	1年間	1名	1事故	1事故	1名	1事故・期間中		
B100	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円	1,000万円	1億円	
B50	100万円	300万円	5,000万円	10億円	1,000万円			

契約型	保険料1病床あたりの保険料							
	一般病床					療養病床	精神病床	結核 その他 病床
	20~99	100~199	200~299	300~499	500以上			
B100	1,824円	2,288円	2,808円	2,808円	2,808円	1,680円	787円	205円
B50	1,744円	2,208円	2,728円	2,728円	2,728円	1,600円	683円	181円

D型

医療上の事故と医療施設上の事故に関する賠償責任を補償

契約型	保険金額							
	医師特約条項		医療施設特約条項				人格権侵害事故	
			建物・設備の使用管理上の事故			対物賠償		
	対人賠償		対人賠償		対物賠償			
1事故	1年間	1名	1事故	1事故	1名	1事故・期間中		
D300	3億円	9億円	3億円	60億円	6,000万円	1,000万円	1億円	
D200	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円			
D150	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円			
D100	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円			
D50	5,000万円	1億5,000万円	5,000万円	10億円	1,000万円			

契約型	保険料1病床(※1)あたりの保険料(※2)							
	一般病床					療養病床	精神病床	結核 その他 病床
	20~99	100~199	200~299	300~499	500以上			
D300	19,214円	23,516円	31,807円	32,970円	34,232円	15,862円	1,590円	932円
D200	16,211円	19,827円	26,809円	27,786円	28,847円	13,392円	1,346円	786円
D150	14,534円	17,767円	24,012円	24,898円	25,840円	11,760円	1,213円	694円
D100	12,856円	15,712円	21,216円	22,000円	22,824円	10,392円	1,088円	617円
D50	10,936円	13,552円	17,936円	18,600円	19,288円	8,832円	929円	518円

(※1)医療法施行規則第一条にいう都道府県知事の許可病床数。

(※2)P6に記載のとおり、100床以上の病院、定員数100名以上の介護老人保健施設、介護医療院で割増引が適用される場合は、上記保険料とは異なります。

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

保険料の算出例(保険料は団体割引のみ適用。その他の割増引は適用していません。)

【例】一般病床数230床・療養病床50床・精神病床50床の病院がD200型に加入する場合
【保険料計算】(26,809円×230床)+(13,392円×50床)+(1,346円×50床)=6,902,970円

各種オプションにつきましては、20ページから24ページまでをご覧ください。

重要

⇒ 以下の各種オプション契約(特約)にご加入ご希望の方は別途詳細の内容(保険金をお支払いできない場合等の重要事項)をご案内しますので必ず取扱代理店までご照会ください。

各種オプション契約について 団体割引20%適用 (保険期間:1年間、一括払)

以下の各種オプション契約(特約)は、医師賠償責任保険の基本補償と一緒にご加入ください。

法人責任と個人責任について

医療事故において賠償請求を受ける場合、「医療法人が訴えられる場合」と「医師・看護職・その他医療従事者(※1:定義)の個人が訴えられる場合」がございます。

医療法人のみならず医師等の個人を訴えるケースが年々増えており、個人の賠償責任部分を守る保険手配が、近年の課題となっております。

P20~21に記載の包括特約をおすすめします。メリットは以下のとおりです。

- ◆医師等の個人が訴えられた場合、患者やそのご家族等と対応していく途上において発生する弁護士費用などが補償されるため、よりご安心いただけます。
- ◆勤務医師包括特約をセットすることで、常勤医師のみならず、非常勤医師が個人で加入する保険の管理などが不要となります。(※2)
- ◆医業に従事する皆さまにとっては、福利厚生で守られているという意識が芽生えます。

(※1)医療従事者:理学療法士・臨床工学士・診療放射線技師等→対象区分の詳細は、P21に記載

(※2)この包括特約は、対象医療施設における医療行為に限定されております。例えば、非常勤医師が、他の病院で行った行為は、対象となりません。

⚠ 医療機関用サイバー保険、フレイム対応費用保険については専用パンフレットをご参照ください。

1 勤務医師包括契約(勤務医師包括担保追加条項)

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師等の個人賠償責任部分を補償する特約です。ただし、当該医療施設の業務として行った医療業務のみが対象となりますので、その医療施設以外でも医療業務を行う方は、個別に「勤務医師賠償責任保険」へのご加入の検討が必要となります。

契約型		1型	50型	100型	150型	200型	300型
保険金額	1事故	100万円	5,000万円	1億円	1億5,000万円	2億円	3億円
	期間中	300万円	1億5,000万円	3億円	4億5,000万円	6億円	9億円
保険料 (1病床につき)	一般・療養病床	381円	3,902円	4,687円	5,473円	6,258円	7,187円
	精神病床	94円	962円	1,155円	1,349円	1,542円	1,770円
	結核その他病床	132円	1,349円	1,620円	1,892円	2,163円	2,485円

- ・勤務医師の備付け名簿が必要となります。保険金請求時に、名簿をご提出いただく必要があります。
- ・主契約を上回る契約の型(保険額)を設定することはできません。(B100またはB50にご加入の場合、1型のみご加入いただけます。)
- ・勤務医師の補償は、すべて同じ契約の型(保険額)で設定することとなります。
- ・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

2 看護職賠償責任保険(包括契約)

(看護職特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(看護職特約条項用))

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)の遂行に起因して、**患者の身体に障害を発生させたなど**の場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

契約型		K3型	K5型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円
保険料	病院契約 (1病床につき)	一般・療養病床	1,078円
		精神病床	7円
		結核その他病床	11円

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

3 医療従事者賠償責任保険(包括契約)

(医療従事者特約条項・包括契約に関する追加条項(損害賠償請求ベース用)(医療従事者特約条項用))

医療従事者(下記①参照)の方の法律に規定する業務の遂行に起因して、**患者の身体に障害を発生させたなど**の場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

契約型		J3型	J5型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円
保険料	病院 (1病床につき)	一般・療養病床	210円
		精神病床	22円
		結核その他病床	34円

・医療従事者とは、診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

4 医療機関受託者賠償責任保険

(賠償責任保険追加条項、受託者特約条項、漏水担保追加条項、受託物に関する追加条項)

患者さんから預かった身の回り品(時計・補聴器・入歯など)などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です(ただし、現金・貴重品などは対象外です。)

■保険料:1円単位四捨五入・10円単位

病院(病床数により保険金額が異なります。)					
契約型	X2型	X3型	X4型	X5型	X6型
病床数	99床以下	100~199床	200~299床	300~499床	500床以上
保険金額 (自己負担額5,000円)	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
保険料 1病院につき	9,200円	13,120円	36,160円	37,600円	58,560円

・介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」の病床数とみなします。

5 傷害見舞費用保険(傷害見舞費用担保追加条項)

医療施設で、外来患者や見舞客等(入院患者を除きます。)が、急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

契約型	C1型	保険金額(補償額)
死亡・後遺障害見舞費用保険金(1名につき)		50万円
入院見舞費用保険金(1名につき)	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金(1名につき)	通院日数が31日以上	5万円
	通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円

契約型			C1型
保険料	病院契約(1病床につき)	病院(一般病床、療養病床、精神病床、結核その他病床)	454円

・介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」の病床数とみなします。

概要

加入型

保険料(診療所)

保険料(病院)

保険のあらまし

6 医療廃棄物排出者責任保険(医療廃棄物排出者責任用施設所有管理者特約条項)

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)・国内バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

■保険料:1円位四捨五入・10円単位

契約型			Y1型	Y2型	Y3型
保険金額:1事故・期間中 (自己負担額 なし)			5,000万円	1億円	3億円
損害てん補割合			90%	90%	90%
保険料	病院 (1病床につき)	一般・療養・結核病床	904円	992円	1,128円
		精神病床	240円	264円	304円

<注意>

委託した業者が不法投棄した場合も、「廃棄物の撤去・汚染土壌の浄化」の責任は排出した医療機関になります。

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

7 情報メディア保険(情報メディア担保追加条項)

医療施設内の情報メディアが偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などを補償する保険です。

◇偶然な事故により情報メディアに生じた損害

◇不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに損害が発生し、その修復もしくは復旧、同種同等の情報への再作成もしくは再取得する費用をお支払いします(ハード部分は対象外です)。

契約型		E1型	E2型	E3型
保険金額 (自己負担額2万円)		100万円	300万円	500万円
保険料	1医療施設につき	4,384円	13,152円	21,920円

8 雇用慣行賠償責任保険

病院が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因して、保険期間中に損害賠償請求をされた場合、開設者等(役員・理事長・従業員)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。(パワーハラスメントは補償対象外)

■保険料:1円位四捨五入・10円単位

契約型		Z1型	
保険金額 1事故・期間中(自己負担額 50万円)		1,000万円	
損害てん補割合		90%	
保険料	病院契約 (1病床につき)	一般・療養病床(99床以下)	2,424円×病床数×0.8
		一般・療養病床(100~199床)	(2,016円×病床数+ 40,436円)×0.8
		一般・療養病床(200~299床)	(1,175円×病床数+ 207,615円)×0.8
		一般・療養病床(300~499床)	(739円×病床数+ 338,009円)×0.8
		一般・療養病床(500床以上)	(401円×病床数+ 507,040円)×0.8
		精神病床	762円×病床数×0.8
		結核その他病床	591円×病床数×0.8

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」の病床数とみなします。

ワンポイント

- 解雇:解雇が実際に行われていること。
雇用期間終了・退職・労働争議・社内内紛・事業縮小・倒産は対象外
- 差別:以下を満たすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること。
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること。
 - ・就労希望者の場合は、使用者の採用意思が明確であること。
- セクシャルハラスメント:以下を満たすものをいいます。
 - ・役員・従業員・患者に対して「セクハラ行為」が行われたこと。
 - ・直接のセクシャルハラスメント行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること。
 - ・就労希望者の場合は、使用者の採用意思が明確であること。

9 役職員傷害保険(傷害担保追加条項、特定感染症危険担保追加条項)

医療機関の役職員等が業務従事中に被った急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害・中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます)・感染症に対し、所定の保険金をお支払いする保険です。

保険金をお支払いする場合については、このパンフレットの18ページをご参照ください。

保険金額		契約型		
		D1型	D2型	D3型
死亡・後遺障害(特定感染症による死亡は除く)		1,000万円	2,000万円	3,000万円
入院日額		5,000円	7,000円	10,000円
通院日額		2,500円	3,500円	5,000円
特定感染症葬祭費用		300万円	300万円	300万円

契約型		D1型	D2型	D3型	
保険料	病院契約 (1病床につき)	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
		精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
		結核・その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

・介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

(注)被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み : この保険は医師賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人愛知県医師会
- 保険期間 : 2024年4月1日午後4時から1年間となります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - ①ご加入者 : 開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員
 - ②被保険者 : 医療施設(医院・診療所、病院)の開設者(医療施設特約条項は、開設者の使用人その他業務の補助者である個人を含む)
 - ③募集締切 : 本パンフレット表紙記載の募集締切のとおり
 - ④お支払方法 : 同封の振込依頼書にてお振込み願います。
なおご継続で口座振替の手続きをされている先生は、指定口座より振替させていただきます。変更・中止の場合はお申し出ください。
 - ⑤お手続方法 : 別紙の加入依頼書に必要事項ご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。
なお、ご継続で口座振替の手続きをされている先生の場合、変更・中止のお申し出がない場合は前年と同等条件にて更新させていただきます。
 - ⑥中途加入 : 中途加入は随時受け付けております。
保険料は、中途加入時の属する月から2025年4月1日までの月割計算にて算出します。詳しくは、取扱代理店までご連絡ください。
 - ⑦中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- その他ご注意 : 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	<p>開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます)が発生した場合において、被保険者である開設者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払します。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払します。</p> <p>(注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p>	<p>直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>
給食等による事故 建物等の使用・管理上、	<p>被保険者(注)が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)及び費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払します。</p> <p>ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注)被保険者とは、診療所や病院の開設者等をいいます。</p>	<p>直接であると間接であると問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎる。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑤戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑦航空機・自動車(原動機付自転車を含みます。)または医療施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎる。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
または訴訟費用 刑事訴訟に関する弁護士費用	<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

<1>クーリングオフ

■この保険は愛知県医師会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

<2>告知義務等について

■保険契約加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項すべて

(※)ご加入者または記名被保険者の方には保険契約加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

(1) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の以下の項目をいいます。

- ① 被保険者欄
- ② 契約種類(リスク区分)欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
- ③ 契約種類(リスク区分)欄について、病院の病床数・病床区分
- ④ 医療従事者賠償責任保険をセットする場合で、医療従業者の人数
- ⑤ 過去の保険金支払状況

※④についてはセシしない契約の場合は不要

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

<3>通知義務等について

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■保険契約加入依頼書、医師賠償責任保険見積書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等の記載事項の変更

<例>

- ① 病床数や病床種類を変更される場合(病院を対象とするご契約の場合)
- ② 保険金額等ご契約内容を変更される場合
- ③ 個人立の病院または診療所が、法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所に組織変更される場合
- ④ 法人立(一人医師医療法人を含みます。)の病院または診療所が個人立の病院または診療所に組織変更される場合
- ⑤ 病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合
- ⑥ 標榜科目を変更される場合 など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 保険契約加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書(病院契約のみ)、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要な連絡ができないことがあります。

■ご加入者の住所などが変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<4>責任開始期

■保険責任は保険期間初日の2024年4月1日午後4時から開始します。

※保険期間の途中でご加入する場合は随時受付しておりますので、取扱代理店までご連絡ください。

<5>主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

■主な免責事由につきましては、本パンフレット(P25)の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

<6>中途脱退と中途脱退時の返れい金等

■この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償

請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

<7>保険会社破綻時の取扱い

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<8>個人情報の取扱いについて

■保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

<9>万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

(1) 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- ① 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- ② 上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求の内容

(2) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

(3) 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

(4) 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

(5) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

(6) 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

(7) 上記の(1)~(6)のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力を願います。

<10>その他

■この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

■医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

廃業等により、愛知県医師会を退会される場合について

愛知県医師会を退会される場合、退会以降に過去に診療を行った患者等から受けた賠償請求に関しては補償を受けられません。退会後も、補償を受けられる制度として、補償の延長特約(*)をセットいただくことが可能です。詳しくは、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

(*)正式名称：損害賠償請求期間延長担保追加条項

なお、**本パンフレット P8** においても詳細を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

お問い合わせ先

- 取扱代理店 **名医株式会社**(名古屋市医師会協同組合指定代理店)
〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14
TEL: 052-933-1620 FAX: 052-933-1728
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部金融公務室**
〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21
TEL: 052-953-3894 FAX: 052-953-3695
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
- 募 集 文 書 作成担当店 **損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部金融公務室**
〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21
TEL: 052-953-3894 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 4月1日からの加入者証は6月に発送予定ですので大切に保管ください。万一、加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。